

○ 第8回公的年金制度の一元化に関する懇談会（平成12年12月22日）  
資料「統合条件の考え方について」より抜粋

(参考1)

拠出時給付確定部分の算定式

拠出年を  $t$ 、拠出時年齢を  $x$ 、給付時点の年齢を  $y$ 、支給乗率を  $\alpha$ 、  
支給開始年齢を  $p$ （経過措置があるため、 $\alpha$ と  $p$ は  $t-x$ の関数）、  
標準報酬を  $b(t, x)$ 、生存数を  $l(y)$ とする時、

$x$ 歳の拠出（拠出年  $t$ ）に対応する、 $y$ 歳時の年金給付を

$$B(t, x, y) = b(t, x) \times \alpha(t-x) / l(x) \times l(y)$$

とする。

拠出時給付確定部分は、保険料拠出に対応する年金給付を、保険料拠出時の予定利率で統合時点  $k$  に割り引く必要があることから、この者の拠出時給付確定部分は、次式で算定される。

$$\sum_{t} \sum_{x} \sum_{y \geq p(t-x)} B(t, x, y) v(t)^{-(y+t-x-k)}$$

$$v(t) = 1 / (1 + i(t))$$

$$i(t) = \begin{cases} 0.055 & t \leq \text{平成11年3月} \\ 0.04 & t \geq \text{平成11年4月} \end{cases}$$

これを、統合時点の組合員、待期者、受給者について、合算したものが、拠出時給付確定部分である。